

令和3年1月18日（月曜日）

市議会議員の不当要求行為に関する調査特別委員会

議会会議室

出席議員

竹中隆一、川島淳良、常盤真功、蔭山敏明、
木村達夫、東影 昭、萩原唯典、妻鹿幸二、
今里朱美、宮本吉秀、谷川真由美、大西陽介、
牧野圭輔

開会

12時55分

協議事項

・令和3年1月13日付で、松岡廣幸議員から提出された補助者の同席許可願いの取り扱いについて

協議

12時55分

（委員長）

補助者の同席については、前回の委員会で許可しないことに決定しているが、松岡議員から副議長に対して、理由書を添付して許可願いが提出されたので、念のため再確認を行うべきと判断し、委員会の開催を決定した。

委員の皆さんの意見を聞きたい。

（委員）

前回の委員会において、補助者の同席については却下しようということを決めたわけなので、そのままよいと思う。

理由書には、本日1月18日に訴状を提出することであるが、委員会として補助者の同席を認めなくても、法的に問題ないのか。

（委員長）

何ら問題はないと思う。

（委員）

問題がなければ、そのままよい。

（委員）

補助者は一応発言できないということにもともとになっている。本人が慎重に臨みたいという中での補助者であり、認めてもいいのではないか。

（委員）

補助者は発言できないということでのよいのか。

また、補助者は役割として何ができるのか。

（委員長）

補助者は具体的な発言はできないが、松岡議員が答弁のたびに、黙秘するかどうかを弁護士に聞く可能性もあり、審議に影響を及ぼす場合があるかもしれない。それについては、その場で判断するしか仕方がないと考える。

（委員）

1月8日の時点では、本人から申請がなかったのに、委員会としては認めないという結論を出したが、結果的に補助者の同席許可願いが出されたのであれば、認めてもよいのではないかという思いはある。

（委員）

前回と特段事情が変わったわけでもなく、最初に委員会でこういう場合も含めて補助者の同席は認めないと一度決定している。これを覆すにはきっちりと明確な理由がいると思うので、同席は認めないままでよいと考える。

（委員長）

意見も出尽くしたと思うので、補助者の同席許可願いの取り扱いについて再度決定したい。

松岡議員の補助者の同席について許可を与えることに賛成の方は挙手願います。

[挙 手]

（委員長）

賛成少数であるため、補助者の同席を許可しないこととする。委員会閉会后、副議長を通じて松岡議員に対して補助者の同席を不許可とする旨を通知してもらうこととする。

閉会

13時00分